

静情審第25号  
令和6年10月25日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

空港振興費に係る全ての補助金等の実績報告書についての部分開示決定に対する審査請求事案

- 1 令和4年10月21日付け空管第57-4号（諮問第245号）
- 2 令和5年8月24日付け空管第46-3号（諮問第255号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2-2、別記2-3、別記2-4及び別記2-5に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、非開示とされた部分のうち、別記3-1、別記3-2及び別記3-3の表中「審査会の判断」欄に「開示」と記載された部分を開示すべきである。

### 2 審査請求に至る経過

(1) 令和4年5月8日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1 No.1の公文書開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、同月9日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。

(2) 令和4年5月18日、実施機関は、本件開示請求1に対し、別記2-1に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書1」という。）を特定し、本件対象公文書1の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 令和4年6月6日、審査請求人は、本件対象公文書1中No.2の様式第2号及び第3号の注記において添付することとされている「配置図」や「積算根拠が分かる資料」が開示されていないとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行い、同月7日、実施機関は、これを受け付けた。

なお、本件審査請求1において、審査請求人は、不足を指摘した文書につき、条例第7条第2号に該当する部分を除いた全部を開示しない場合は、審査会に諮問されるべき事案である旨を主張した。

(4) 令和4年8月10日、実施機関は、別記2-2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、本件対象公文書2の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(5) 令和5年5月31日、審査請求人は、条例第6条の規定により、実施機関に対し、別記1 No.2の公文書開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、同年6月1日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。

(6) 令和5年7月12日、実施機関は、本件開示請求2に対し、別記2-3、別記2-4及び別記2-5に掲げる対象公文書（以下、別記2-3に係る公文書を「本件対象公文書3」と、別記2-4に係る公文書を「本件対象公文書4」と、別記2-5に係る公文書を「本件対象公文書5」といい、本件対象公文書2から本件対象公文書5までを総称して「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書3、本件対象公文書4及び本件対象公文書5の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1、本件決定2及び本件決定3を総称して「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(7) 令和4年7月27日、審査請求人は、本件決定3を不服として行政不服審査法第2条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求2」と

いい、本件審査請求1及び本件審査請求2を総称して「本件審査請求」という。)を行い、同年8月1日、実施機関は、これを受け付けた。

なお、本件審査請求2において、審査請求人は、本件審査請求1と対象年度が異なるのみで同内容の請求であるため、併合審査とすることを求めた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件決定を取り消し、本件対象公文書のうち、条例第7条第2号に該当する部分を除いた全部を開示するよう求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第4号を理由とした非開示部分のうち、航空事業者名については、運航していた航空会社2社の名称は県の記者提供資料等により公知の事実である。また、航空会社ごとの金額については、個々の航空会社の運航実績等からしてあり得べき差であって、そのどこが保安対策に係る内容に相当し、それがどのようにしてハイジャック犯に逆用され得るのかなど、一般人をして理解しがたく、公共の安全と秩序が脅かされるおそれがあると認めることに相当の理由があるとは認められない。
- (2) 実施機関は、「本件対象公文書2には、富士山静岡空港の保安対策に係る内容が記載されている。これらの情報は、国通知でも航空保安関係者に限り提供することができると位置付けられており」とするが、税金が原資である個々の航空会社への補助金額が真に「航空保安関係者に限り提供することができる」情報に位置付けられているのか、当該通知が条例の非開示規定に優越すると思料する理由とは何なのか、明確に主張するべきである。
- (3) 実施機関は、「算出の基礎となった各航空会社の月ごとの保安対策業務の検査時間や検査員のポスト数等が逆算され得る」ことが条例第7条第4号該当の根拠としているが、航空会社ごとの補助金が分かったとしても、その積算根拠が不明ならば逆算することは不可能であり、業務名欄その他の積算内訳側の部分を非開示とすれば足りるはずで、航空会社名及び航空会社名欄と県補助額の欄を非開示とすることについて、条例第7条第4号該当の根拠を欠くことは明らかである。
- (4) 実施機関は、業務内容、ポスト数、各日の検査時間、月間検査時間、月間検査業務量、月間検査総時間、残業、単価などについて、条例第7条第4号該当情報としているが、漠然と非開示事項として述べるのではなく、具体的理由から秘匿すべき直接の項目を明らかにするべきである。
- (5) 条例第7条第3号アを理由とした非開示部分は、具体的業務が明らかにされない業務の単価であって、開示することでどのような事実が看取され不利益を被るのか、相当の蓋然性が明示されていない。

また、実施機関は、「単価が開示されることにより、他の航空会社や警備会社等から単価の引上げ(引下げ)を要求されるなどとして同社の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある」と主張するが、業務内容等設計項目が不明な単価においてそのような要求があったとしても競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。もし、価格競

争を理由とした主張により条例第7条第3号ア該当性を認めればコピー機の単価のようなものまで非開示となってしまう不合理である。また、実施機関の主張を斟酌すれば条例第7条第4号該当性について主張すべきであり、適用条文に誤りがある。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件決定2について

ア 本件対象公文書2には、富士山静岡空港（以下「静岡空港」という。）の保安対策に係る内容が記載されている。これらの情報は、国通知でも航空保安関係者に限り提供することができると位置付けられており、ハイジャック犯に逆用され、人命が危機にさらされることを防止し、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報であり、公共の安全と秩序を維持するため、条例第7条第4号の規定に基づき一部非開示とした。

イ 経費の積算根拠が分かる資料には、航空事業者名、業務ごとの経費の額等が記載されている。これらを開示することにより、算出の基礎となった各航空事業者の月ごとの保安対策業務の検査時間や検査員のポスト数等が逆算され得ることとなり、厳秘に取り扱うべき静岡空港における保安検査体制が明らかとなって、結果的にハイジャック犯に逆用され、人命が危機にさらされるおそれがある。

ウ 1階検査（国内・国際）・2階国内線保安検査場の平面図には、保安検査場の現況が記載されており、これらの情報を開示することにより、保安検査員の配置場所や人員数が明らかになることから、ハイジャック犯に逆用され、人命が危機にさらされるおそれがある。

エ 保安検査に係る実績報告書には、業務内容、ポスト数、各日の検査時間、月間検査時間、月間検査業務量、月間検査総時間、単価等が記載されており、これらを開示することにより、厳秘に取り扱うべき静岡空港における保安検査体制が明らかとなって、結果的にハイジャック犯に逆用され、人命が危機にさらされるおそれがある。

オ 国内線における検査実績月報には、業務内容、時間、時間数、残業、ポスト数、単価等が記載されており、これらを開示することにより、厳秘に取り扱うべき静岡空港における保安検査体制が明らかとなって、結果的にハイジャック犯に逆用され、人命が危機にさらされるおそれがある。

カ また、保安検査に係る実績報告書及び国内線における検査実績月報には、航空会社が警備会社と締結した保安検査に係る委託契約の単価や検査時間が記載されている。単価については、航空会社と警備会社との相対の交渉により決定されているものであり、契約当事者の競争上の重要な情報である。単価が開示されることにより、他の航空会社や警備会社等から単価の引上げ（引下げ）を要求されるなどして、同社の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに基づき一部非公開とした。

##### (2) 本件決定3について

- ア 本件対象公文書3、本件対象公文書4及び本件対象公文書5には、静岡空港の保安対策に係る内容が記載されている。これらの情報は、国通知でも航空保安関係者に限り提供することができると位置付けられており、ハイジャック犯に逆用され、人命が危機にさらされることを防止し、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報であり、公共の安全と秩序を維持するため、条例第7条第4号の規定に基づき一部非開示とした。
- イ 航空会社と警備会社の双方で決められた、保安検査に係る契約単価が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに基づき一部非開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 審議の併合について

本件審査請求は、審査請求人が同一であり、審査請求の内容が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

### (2) 本件対象公文書の性質について

本件対象公文書は、富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金の交付対象事業者である富士山静岡空港株式会社（以下「空港株式会社」という。）が、同補助金交付要綱に基づき、実施機関に対して提出することになっている実績報告書と、その積算根拠が分かる資料である。

当該要綱によると、同補助金は、静岡空港における民間航空の安全の確保を図り、ハイジャック、テロその他航空機に対する不法妨害行為を防止するために、保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務の実施を目的に、空港株式会社に対して交付されるものである。

一般に、税金が原資である補助金の交付に関する文書については、行政の説明責任が強く求められ、その用途の透明性を担保するためにも公表すべきものであると考えられる。

他方、本件対象公文書は、ひとたび発生すれば極めて甚大な被害をもたらす可能性があるハイジャック等の犯罪予防に関する文書であり、非開示情報該当性の判断に当たっては、条例第7条第4号の解釈基準及び当該分野における情報の取扱実態を十分に踏まえる必要がある。

したがって、本件対象公文書に記載された情報の非開示情報該当性の判断は、空港の保安体制に係る情報についての国の取扱い等も踏まえ、本件対象公文書を見分した上で、慎重に行う必要があるといえる。

### (3) 条例第7条第4号該当性の解釈について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報と規定しているところ、その趣旨は、公共の安全と秩序を維持することは県民全体の基本的利益を擁護するために実施機関に課された重要な責務であることから、これらの利益を保護するため、同号に該当する情報を非開示とするものと解される。

そして、同号が「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要するという特殊性があることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨を明確にしたものであり、当審査会としては、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するのが適当である。

合理性を持つ判断の基準とは、非開示判断の基礎とされた重要な事実を誤認がある等により同判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかなど、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったと認められる点があるか否かであると考えられる。

(4) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書のうち、条例第7条第2号に該当する部分を除いた全部を開示すべきと主張していることから、実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果、上記性質及び条例解釈を踏まえ、本件決定の妥当性について、別記3-1、別記3-2及び別記3-3のNo.ごとに、以下審査する。

ア 別記3-1について

(ア) No.4

実施機関が非開示とした部分には、保安検査員の配置場所や人数が分かる配置図が記載されており、これらの情報が公になると、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなるため、ハイジャックやテロ等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、首肯できる。

したがって、当該配置図を公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(イ) No.5

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、静岡空港公式ホームページ等で既に公開されている情報であり、これを開示することによって犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 航空事業者ごとの金額

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者ごとの金額については、実施機関による主張からは、犯罪の予防とどう結びつくのかが必ずしも明確とはいえないが、想定される犯罪がハイジャックやテロという重大なものであることを考えれば、当該金額が持つ意味を明確にすることに支障があることを否定できない。つまり、テロリスト等にとって、

当該金額が犯罪の実行に資する情報であり、犯罪の発生を助長する可能性を、完全には排除できない。

空港及び航空機の安全に関する情報の評価は、専門的・技術的判断を要する特殊なものであり、上記(3)のとおり、空港管理者である実施機関の第一次的な判断が尊重されること、全面的な非開示ではなく、開示できる部分は開示していることも踏まえれば、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) No.6 及びNo.7

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、各表の提出先として記載されている。それら各表の実績額は開示されており、No.6 及びNo.7は、その記載内容を見ると月報と分かることから、当該実績額は、上記(イ)bの金額の内訳額であると考えられる。

上記(イ)aにて航空事業者名を明らかにすべきとしていること及び上述のとおり各表の実績額が開示されていることを踏まえれば、ここで航空事業者名を明らかにすると、上記(イ)bの金額を事実上明らかにすることになるため、(イ)bを非開示とした以上、本部分における航空事業者名も非開示とすることが妥当である。

b 業務内容等

実施機関が非開示とした部分のうち、業務内容やポスト数（従事人員数）、日別検査時間等については、これらの情報が公になると、どの業務に、どの程度の人員が配置され、一日当たり何時間働いているのかといった、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなるため、ハイジャック等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、首肯できる。

また、各表の合計額は開示されているため、例えばポスト数を開示すれば、計算過程におけるその他の数値が逆算され得ることを考えると、非開示とされている情報のうち、一部を開示することも困難である。

したがって、実施機関が非開示とした情報を公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

なお、実施機関は、非開示とした部分のうち、単価に関しては、条例第7条第3号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、条例第7条第4号に該当することから、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

この点、実施機関は、本件決定3において非開示とした部分のうち、単価に関しては、条例第7条第4号の該当性について、決定通知書及び弁明書で明示的に主張していない。確かに、本件審査請求1と本件審査請求2は別個の審査請求であり、実施機関の主張はそれぞれの請求ごとに行われるべきものであるが、両事案は年度こそ相違するものの、ほぼ

同内容の補助金の実績報告書が請求対象とされた部分開示決定に対する審査請求であり、審査請求人も、同内容であることを理由に審査の併合を求めている。

実施機関は、かかる審査請求人の意向を踏まえ、本件審査請求2に対する弁明書を作成したと考えられるところ、両事案を統一的、一次的に解決するため、本件審査請求2においても、実施機関が本件審査請求1と同様の主張をしているものと解することが妥当である。以上のことから、本件決定3における単価についても、条例第7条第4号に該当するといえ、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

イ 別記3-2について

(ア) No.2

実施機関が非開示とした部分には、従事場所ごとの事業費が記載されているが、本件対象公文書4を見ると、当該事業費は従事内容ごとの金額でもあると分かる。また、本件対象公文書4は、本件対象公文書2及び本件対象公文書3とは異なり、航空事業者1社について作成された実績報告書であることも分かる。そうすると、当該事業費は、No.5において実施機関が非開示とした部分に記載された事業費と同一の意味をもつことになる。

No.5の当該部分は、本件対象公文書2及び本件対象公文書3におけるNo.5と同種の情報であるから、上記ア(イ)bで判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(イ) No.4

実施機関が非開示とした部分には、保安検査員の配置場所や人数が分かる配置図が記載されており、これは上記ア(ア)の情報と同種のものである。したがって、上記ア(ア)で判断したとおり、非開示とすることが妥当である。

(ウ) No.5

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、本件対象公文書4がチャーター便のみの情報であることを考えると、その性質上、定まった運航日があるわけではないが、運航する場合には旅行会社や空港管理会社等がその日程を公開することが一般的である。そうすると、当該航空事業者が令和4年度に静岡空港を利用した事実を明らかにしたとしても、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 航空事業者ごとの金額

実施機関が非開示とした部分は、上記(ア)のとおり、上記ア(イ)bの情報と同種のものであるから、ア(イ)bで判断したとおり、実施機関が当該部

分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(エ) No. 6

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、上記(ウ) a で判断したとおり、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 運航日

実施機関が非開示とした部分のうち、運航日については、本件対象公文書4はあくまでも令和4年度実績報告書であることを踏まえれば、記載されている運航日は、過去の特定の日に、特定の事業者が運航する航空機が、静岡空港を利用した事実があることを示すのみである。

また、当該運航日はチャーター便のものであることを考えると、その性質上、定まった運航日があるわけではないため、仮に特定の年月日に静岡空港を利用した事実を明らかにしたとしても、次に利用する日程を推測するに足る蓋然性があるとはいえない。さらに、上記(ウ) a のとおり、運航する場合には旅行会社等がその日程を公開することが一般的である。

そうすると、当該運航日を明らかにしたとしても、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

c 業務内容等

実施機関が非開示とした部分のうち、業務内容、従事人員数等については、これらの情報が公になると、どの業務に、どの程度の人員が配置され、何時間働いたのかといった、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなる。

これは、チャーター便に係る情報であったとしても、航空機の保安検査という意味では定期便における取扱いと何ら変わらないと考えられるため、上記ア(ウ) b と同様に、ハイジャック等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは首肯できる。

したがって、上記ア(ウ) b で判断したとおり、非開示とすることが妥当である。また、実施機関は、本件決定3において非開示とした部分のうち単価に関して条例第7条第4号の該当性について主張していないが、これについても、上記ア(ウ) b で判断したとおり、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

ウ 別記3-3について

(ア) No. 2

実施機関が非開示とした部分は、上記イ(ア)と同種の情報であり、同一の性質を持つ。したがって、上記イ(ア)で判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当

である。

(イ) No. 4

実施機関が非開示とした部分には、保安検査員の配置場所や人数が分かる配置図が記載されており、これは上記イ(イ)の情報と同一である。したがって、上記ア(ア)及びイ(イ)で判断したとおり、非開示とすることが妥当である。

(ウ) No. 5

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、本件対象公文書5が定期便の情報を含むものであり、令和4年度における国際線の運航情報は既に公開されている情報であることを踏まえれば、これを開示することによって犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 航空事業者ごとの金額

実施機関が非開示とした部分は、上記(ア)のとおり、上記イ(ア)の情報と同種のものであるから、上記ア(イ)b及びイ(ウ)bで判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(エ) No. 6

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、上記(ウ)aで判断したとおり、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 日別勤務表

実施機関が非開示とした部分のうち、日別勤務表については、表全体が非開示とされ、何月何日に航空機の検査が行われたのか、すなわち何月何日に航空機が静岡空港を利用したのかが明らかにされていない。

しかし、本件対象公文書5の8頁目における当該部分には、チャーター便との記載があるため、上記イ(エ)bで判断したとおり、実際に利用した日を非開示とする理由がない。

また、9頁目における当該部分には、チャーター便との記載がないため、定期便の情報であると推測されるところ、定期便の運航日は静岡空港ホームページで既に公開されている情報であるから、これを開示することによって公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、非開示とする理由がない。

したがって、日別勤務表のうち、検査を行った日がいつであるのかを秘匿する理由はなく、表のうち、航空機が運航していない日の情報については開示すべきである。ただし、航空機が運航した日の情報には、業務内容等が含まれていると考えられるため、以下cにて検討する。

c 業務内容等

実施機関が非開示とした部分のうち、業務内容、従事人員数等については、これらの情報が公になると、どの業務に、どの程度の人員が配置され、何時間働いたのかといった、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなる。

そうすると、上記ア(ウ)bと同様に、ハイジャック等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは首肯できる。

したがって、上記ア(ウ)b及びイ(エ)cで判断したとおり、非開示とすることが妥当である。また、実施機関は、本件決定3において非開示とした部分のうち単価に関して条例第7条第4号の該当性について主張していないが、これについても、上記ア(ウ)b及びイ(エ)cで判断したとおり、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容（本件請求の内容）

No.	内 容
1	令和 3 年度県予算中の空港振興費に係る全ての補助金（交付金含む）の実績報告書（富士山静岡空港利用促進事業費補助金等）
2	令和 4 年度県予算第 6 款第 5 項第 1 目空港振興費に係る全ての補助金の実績報告書類（各交付要綱実績報告書様式の注等で規定の要添付文書も含む）

別記 2 - 1 本件対象公文書 1

No.	名 称
1	富士山静岡空港チャーター便等受入体制整備事業費補助金の「実績報告書」
2	富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金の「実績報告書」（様式第 5 号、第 2 号、第 3 号）
3	静岡空港周辺地域冷暖房設備更新事業費補助金の「実績報告書」

別記 2 - 2 本件対象公文書 2（令和 3 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金実績報告書）

No.	名 称	頁番号
1	令和 4 年 4 月 28 日付 実績報告書（様式第 5 号）	1
2	事業実績書（様式第 2 号）	2
3	収支決算書（様式第 3 号）	3
4	1 階検査（国内・国際） 2 階国内線保安検査場	4、5
5	経費の積算根拠が分かる資料	6、7
6	保安検査に係る実績報告書	8～11、13～15、17～21、23～28、30、31 33～35、37～39、41～43、45～47、49、50
7	国内線における検査実績月報	12、16、22、29、32、36、40、44、48、51

別記 2 - 3 本件対象公文書 3（令和 4 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金実績報告書（国内線））

No.	名 称	頁番号
1	令和 5 年 4 月 28 日付 実績報告書（様式第 5 号）	1
2	事業実績書（様式第 2 号）	2
3	収支決算書（様式第 3 号）	3
4	1 階検査（国内・国際） 2 階国内線保安検査場	4、5
5	経費の積算根拠が分かる資料	6、7
6	保安検査に係る実績報告書	8、9、11～13、15～20、22～27、29～31、 33、34、36、37、39～42、44～46、48、49
7	国内線における検査実績月報	10、14、21、28、32、35、38、43、47、50

別記 2 - 4 本件対象公文書 4（令和 4 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金実績報告書（国際線 1））※県補助額の合計が 125,400 円のもの。

No.	名 称	頁番号
1	令和 5 年 4 月 28 日付 実績報告書（様式第 5 号）	1
2	事業実績書（様式第 2 号）	2
3	収支決算書（様式第 3 号）	3
4	1 階検査（国内・国際） 2 階国際線保安検査場	4、5
5	経費の積算根拠が分かる資料	6
6	チャーター便料金詳細	7

別記 2 - 5 本件対象公文書 5（令和 4 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金実績報告書（国際線 2））※県補助額の合計が 106,700 円のもの。

No.	名 称	頁番号
1	令和 5 年 4 月 28 日付 実績報告書（様式第 5 号）	1
2	事業実績書（様式第 2 号）	2
3	収支決算書（様式第 3 号）	3
4	1 階検査（国内・国際） 2 階国際線保安検査場	4、5
5	経費の積算根拠が分かる資料	6、7
6	国際線における検査実績月報	8、9

※別記 2 - 1 から別記 2 - 5 までにおける No. 及び頁番号は、審査会が便宜上付したものである。

別記 3 - 1 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（別記 2 - 2 及び別記 2 - 3 に係るもの）

No.	実施機関が非開示とした部分	根拠規定	審査会の判断
1	・ 責任者名 ・ 作成者名	・ 7 条 2 号（個人情報）	— （請求対象外）
4	・ 配置図	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示
5	・ 航空事業者名	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	開示
	・ 航空事業者ごとの金額	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示

No.	実施機関が非開示とした部分	根拠規定	審査会の判断
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> <li>・ 業務名</li> <li>・ 業務内容</li> <li>・ ポスト数</li> <li>・ 日別検査時間</li> <li>・ 月間検査時間</li> <li>・ 月間検査業務量</li> <li>・ 月間検査総時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条3号（事業活動情報）</li> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> <li>・ 業務内容</li> <li>・ 時間</li> <li>・ 時間数</li> <li>・ 残業</li> <li>・ ポスト数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条3号（事業活動情報）</li> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示

別記3-2 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（別記2-4に係るもの）

No.	実施機関が非開示とした部分	根拠規定	審査会の判断
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者名</li> <li>・ 作成者名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条2号（個人情報）</li> </ul>	— （請求対象外）
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事場所ごとの事業費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	開示
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者ごとの金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> <li>・ 運航日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	開示
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容</li> <li>・ 時間</li> <li>・ 人数</li> <li>・ 金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条3号（事業活動情報）</li> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>	非開示

別記 3 - 3 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（別記 2 - 5 に係るもの）

No.	実施機関が非開示とした部分	根拠規定	審査会の判断
1	・ 責任者名 ・ 作成者名	・ 7 条 2 号（個人情報）	— （請求対象外）
2	・ 従事場所ごとの事業費	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示
4	・ 配置図	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示
5	・ 航空事業者名	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	開示
	・ 航空事業者ごとの金額	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示
6	・ 航空事業者名	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	開示
	・ 日別勤務表	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	部分開示
	・ 業務内容 ・ 時間 ・ 時間数 ・ 残業 ・ ポスト数 ・ 月間事業費	・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示
	・ 単価	・ 7 条 3 号（事業活動情報） ・ 7 条 4 号（犯罪の予防）	非開示

別記 4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和 4 年 10 月 21 日	実施機関から諮問書を受け付けた。 （本件審査請求 1）	
令和 5 年 8 月 24 日	実施機関から諮問書を受け付けた。 （本件審査請求 2）	
令和 6 年 4 月 19 日	審議	第 377 回
令和 6 年 5 月 28 日	審議	第 378 回
令和 6 年 6 月 20 日	審議	第 379 回
令和 6 年 9 月 25 日	審議	第 380 回
令和 6 年 10 月 17 日	審議	第 381 回
令和 6 年 10 月 25 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
加藤裕治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 378 回～第 381 回
鎌塚優子	静岡大学教育学部 教授	第 377 回～第 380 回
久保田誠実	弁護士	第 377 回～第 381 回
下田明宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 377 回～第 381 回
武田恵子	看護師、静岡県看護協会監事	第 377 回～第 381 回
森下文雄	弁護士	第 377 回～第 378 回、第 380 回～第 381 回